平成２２年（フ）第５７０号
兵庫県姫路市田寺５丁目７番32号
債務者　松本　浩記
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６０９号
兵庫県加古川市野口町野口346番地の２宮前団地３―302号
債務者　田中　澄子（旧姓三木原）
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６１４号
兵庫県赤穂市高野536番地の13
債務者　萩原　正己
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６１５号
兵庫県赤穂市高野536番地の13
債務者　萩原千世子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６８０号
広島市南区東雲２丁目15番38―616号
債務者　武内　　靖
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９８４号
広島市中区白島中町16番３―201号
債務者　道中　正子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０３８号
広島県廿日市市阿品台西３番32―205号
債務者　宇佐美徳勝
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１３６号
広島市東区牛田早稲田１丁目14番13―302号
債務者　林　　勝美
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１４９号
広島市西区楠木町１丁目10番24―714号
債務者　頼本　　努
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１９９号
広島市西区庚午南１丁目26番17―305号
債務者　川辺　次郎
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２２６号
広島市西区草津浜町19番６号
債務者　沖前久美子（旧姓網本）
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２２８号
広島県東広島市八本松町飯田102番地２　ＰＡＳＥＯ　A101号
債務者　菅田　孝之
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２３８号
広島市南区宇品西２丁目13―102号　第一旭マンション
債務者　奥迫代美子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２５５号
広島県廿日市市佐方３丁目14番14号
債務者　植野　里美
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２５８号
広島市東区中山東３丁目７番28号
債務者　松本　久則
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２６２号
広島県安芸郡府中町鶴江２丁目11番１号
債務者　伊藤　靖子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２９６号
広島市安芸区矢野東５丁目８番21―102号
木村コーポ敬春
債務者　片山　政弘
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５７号
福岡市博多区半道橋１丁目７番３―403号
債務者　田口　耕平
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部